

1. はじめに

生物多様性協働フォーラム開催の背景と目指すところ

Background and Goals of Biodiversity Collaboration Forum

生物多様性協働フォーラムは、関西圏における生物多様性の主流化を多様な主体の連携により推進することを目的として2011年6月に結成された共同体であり、シンポジウム形式の情報発信活動と交流機会の創出、生物多様性課題解決に関わる共同研究を2011年8月から継続して実施してきた。本稿では、協働フォーラムが結成されるに至った社会的背景と結成の意図を述べるとともに、多くの聴講者に情報を発信し参加者相互の交流を生むためのシンポジウム運営の工夫や、地方行政や企業の生物多様性の取り組みを促進させるための共同研究の概要について報告し、次章以降に報告する協働フォーラムの一連の取り組み内容を材料に、関西において今後も生物多様性の主流化を促進するために求められる新たな事業について検討することの必要性について呼びかけたい。

Biodiversity Collaboration Forum is a consortium formed in June 2011 to promote biodiversity as a mainstream issue in the Kansai region through cooperation among various entities. Since August 2011, the Forum has disseminated information, offered opportunities for information exchange through symposiums, and conducted joint research on solutions to biodiversity issues. This paper describes the social background leading to, and the intentions behind, the creation of the Forum; explains ways to run a symposium that achieve information dissemination to a large audience and active information exchange among participants; outlines joint research conducted to promote biodiversity-related efforts by local governments and companies; and calls for consideration of new projects needed to continue making biodiversity a mainstream issue in the Kansai region, taking into account the activities of the Forum discussed in the following chapters.



1 | 生物多様性協働フォーラム企画の経緯 ～ COP10 前後の社会情勢

2010年に日本で生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が開催することが決定したCOP9(2008年)以降、国内では生物多様性の保全と持続可能な利用の実現に向けての社会的機運が高まり、官民ともに活発な活動が展開されてきた。

行政の動きでは、生物多様性基本法(2008年6月)や生物多様性地域連携促進法(2010年12月)の公布、生物多様性国家戦略の改訂(2010年)等法整備や計画改定が進んだほか、生物多様性総合評価報告書(JBO)(環境省生物多様性総合評価検討委員会 2010)、生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書(JBO2)(環境省生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会 2016)が発行される等、わが国の生物多様性の現状を定量的・定性的に評価することの重要性が認識されるようになった。この潮流は中央に限らず地方でも生まれ、関西地域においても兵庫県の生物多様性ひょうご戦略(2009年)を皮切りに、神戸市(2011年2月)、明石市(2011年3月)が生物多様性地域戦略を策定する等、基礎自治体レベルでも生物多様性施策が推進されていく気運が高まっていた。さらにCOP10(2010年)後には地方自治体での取り組み事例や成果の情報発信や協働を図ることを目的とした「生物多様性自治体ネットワーク」(2011年10月)も設立された。

企業セクターの動向については、COP9において「生態系と生物多様性の経済学(TEEB)」の中間報告(TEEB 2008)が発表され、COP10ではTEEB報告書(TEEB 2010)が取りまとめられたこともあり、国内での動きも活発化してきた。特に、先進事例を持つ企業が生物多様性の保全に貢献することを目指し共同で研究を進めるために設立した「企業と生物多様性イニシアティブ(JBIB)」(2008年4月)や、日本経済団体連合会等の呼びかけにより設立された「生物多様性民間参画パートナーシップ」(2010年5月)等のように生物多様性をテーマとした連携のプラットフォームの形成が盛んに行われてきた。こ

のように、COP10開催をピークに産官民のさまざまなセクターで生物多様性への関心が高まっていた。

これらと呼応するように、国内における生物多様性の認知度は2002年の30%から2010年には62%まで上昇した(経済広報センター 2010)が、これはCOP10開催時期をターゲットとした各種報道やキャンペーンが展開されたことによるもので、COP10の閉会とともに弱まるのが容易に推測され、特にその傾向が顕著に現れる地方においては、生物多様性の課題への関心を維持するためには、多様な主体の協働による緩まない努力が必要であることは自明であった(実際に生物多様性の認知度は2012年では55.7%、2014年では46.4%と低下の傾向を示している(内閣府2012、2014))。

しかしながら、生物多様性の認知度が低下する兆しが見られはじめたことから、国内における生物多様性の主流化を進める原動力となる存在の必要性が強く認識され、さまざまなプラットフォームが形成されるようになってきた。たとえば、前述した「生物多様性民間参画パートナーシップ」や「生物多様性自治体ネットワーク」等のように特定のセクター内で生物多様性の主流化をはかることを主眼に置いたプラットフォームはCOP10終了後の早い段階で複数形成されるに至ったが、産官学民の多様なセクターが一堂に会するものについては、「国連生物多様性の10年日本委員会(UBDN-J)」(2011年9月)のように国、地方公共団体、事業者、国民および民間の団体等、国内のあらゆるセクターの参画と連携を促進し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する取り組みを推進するために設立されたもの以外は見られなかった。

また、当時の生物多様性の主流化のスタイルは、海外の先進事例や生物多様性問題に関する国際的動向について政府や国際NGOがキャッチアップし、中央から地方に伝達するというものであり、国内各地で実践されている生物多様性に関する活動について地方から情報発信するプラットフォームはみあたらなかった。

2 | 生物多様性協働フォーラム結成の意図

生物が多様な状態（生物多様性）は、その土地の気候と風土、その土地に住む人々がたどってきた歴史や培ってきた文化に影響を受けて維持され変化してきたものである。それらを保全し、人類の福利の向上のために賢く利用するためには、前項で指摘したような中央（上流）から地方への一方通行の情報にのみ依拠するのではなく、地域ごとの状況に応じた新しい知見や事例を積み重ねるとともに、ほかの地域や立場の異なる人々と交流を深めて相互に学び合うことが重要である。これは、中央から地方への一方通行の情報経路は、原理原則のように比較的統一された情報の発信には有利に働くものの、生物学的にも社会文化的にも地域性が豊かな日本においては地域の実情に応じた多様な解決策を提示するには限界があること、生物多様性の課題を解決するためには原理原則を踏まえつつ地域の実情にあわせた解決策を地域自らが立案し、それらを実践して効果を検証する必要があること、その試行錯誤の結果を中央に発信するだけでなく、同じ境遇の地域が相互に学び合うことで優良な実践事例が生まれる可能性が高まること等の理由による。このことを強く意識した筆者らは、地域における生物多様性の保全や活用に関するさまざまな優良事例が全国に向けて発信されるような生物多様性の主流化のムーブメントが全国で同時多発的に生まれるよう働きかけることがCOP10終了後に必要となると考えるようになった。2011年の日本生態学会第58回全国大会におけるシンポジウム「COP10後に生物多様性地域戦略に込められた期待と課題ー地域の保全活動において必要な生態学と政策のつながりー」を筆者らが企画実施したことがきっかけとなり、兵庫県立人と自然の博物館と三菱UFJリサーチ&コンサルティングの2者が意見交換を重ね、関西地方において産官学民の多様な主体が一堂に会し、地方から全国に生物多様性の優良事例を発信する会合を開催する企画素案を作成、西日本で広く生物多様性に関する市民団体との協働を展開している特定非営利法人西日本自然史系

博物館ネットワークに協力を求め、2011年6月から産官学の3者による生物多様性協働フォーラム事業を実践することとなった。

協働フォーラム事業の推進にあたっては、生物多様性分野の産官学民の協働においてより多くの参画を期待されていた企業および地方自治体セクターをメインターゲットし、これらのセクターの取り組みが活性化するような社会的気運を高めることを強く意識した。

3 | 情報発信活動および交流機会の創出～シンポジウム開催における工夫

筆者らは協働フォーラムの主な役割として、関西地域における①優良事例の掘り起こし、②産官学民の交流機会の形成、③産官学の協働事業の実績とノウハウの蓄積、④生物多様性の主流化を促進させるためのユニークな視点の提示、の4つを設定した。具体的には、シンポジウム開催による情報発信と交流機会の形成、生物多様性に関する共同研究の2つの事業を実践した。

情報発信と交流機会の形成については、参集者数200名以上のシンポジウムを開催することとし、COP10開催で高まった生物多様性に関する社会的関心が高まるよう、生物多様性の課題解決に不可欠な普遍的なもので多くの人の興味をひくテーマを設定することにした。

シンポジウムという情報発信形態は、具体的なテーマを定め十分に企画を練らなければ抽象的な議論を展開するだけで終わってしまい実りある成果を得ることが難しい。そのため、生物多様性協働フォーラムでは、実践が伴っている具体的な事例を紹介することに重きを置き、企業や地方自治体の担当者をはじめとする聴講者が、シンポジウム参加後に行動を起こしたくなるような内容を提供することを心がけた。

また、シンポジウムがさまざまなセクターからの情報発信の場となるよう、所属に偏りが生じないよう産官学民の各セクターから講演者を招聘するように心がけた。さらに地域の事例を発信することを主眼に置き、関西圏で活動する方々を中心に講演者として招聘した。情報発信機会をより多くの人に提供し、情報発信内容も多様と

なるよう意図した運営方針を定め、資料配架スペースやパネル展示を無料で希望者に提供することとした。なお資料配架・パネル展示スペースは、シンポジウムの参集者相互の情報交流の促進も目的に設置しており、フォーラムが特定の団体に偏らずさまざまなセクターに開かれた催しであるというメッセージが伝わるよう配慮した。

協働フォーラムの活動地域は、2012年に環境保全計画を策定した関西広域連合への働きかけを意識し、都道府県単位よりも広く、実施地域内の住民が日帰りで移動・交流が可能な地理的範囲で、かつ基礎自治体間の交流がうまれる社会的素地が形成されている関西広域連合域（関西2府5県。京都府、大阪府、兵庫県、滋賀県、和歌山県、徳島県、鳥取県）とした。シンポジウムの開催場所は、実施地域の特定の府県に偏らないよう、かつテーマとの親和性の高いことを考慮して選定した。

各回の開催運営にあたっては多様な主体による協働事業となるよう、協働フォーラム事務局だけでなく開催地の地方自治体や市民団体、企業等を運営メンバーに迎えるよう働きかけた。

このような準備を経て、2011年から2016年にかけて表に示すような内容のシンポジウムを大阪府、兵庫

県、徳島県、滋賀県、京都府で合計10回開催し、延べ2,914人（各回平均約300人）の方にお越しいただくこととなった（表1。各回の内容については、このあとの章で詳述するので参照されたい）。各回の講演や議論のテーマは、企業活動、農林水産業、都市生活、文化観光、テクノロジー等、さまざまな角度から設定しながら、環境分野の研究者や自然保護の活動家等、いわゆる自然環境分野の専門家だけでなく、環境保全以外のさまざまな分野の専門家や、企業や行政等の実務家が一堂に会し、生物多様性の主流化や、これに向けた協働の在り方を議論してきた。2011年度、2012年度については各年度3回、2013年度以降は年1回の開催として6年間継続して実施しており、聴講者は多いときには500名以上が集まる等、現在では地方で開催する生物多様性関連のシンポジウムとしては大規模なものと認識されるようになった。

4 共同研究の展開

国内における生物多様性の主流化に関連した共同研究については、行政セクターと企業セクターの分野でそれぞれひとつずつ研究テーマを設定し実施した。行政分野については地方自治体における主流化促進に欠かせない

表1 第1回～第10回生物多様性協働フォーラムの開催概要

回	開催日	テーマ	開催地	会場名
第1回	2011年 8月25日（木）	企業・地方自治体ととりまく生物多様性の最新動向と事業インフラを活用した生物多様性CSRの展開	兵庫県 三田市	兵庫県立人と自然の博物館
第2回	2011年 10月17日（月）	企業の持続性を高める生物多様性の理解	大阪府 大阪市	大阪銀行協会 7階大会議室
第3回	2012年 2月12日（日）	社会の「つながり」を活かした取り組みの展開	兵庫県 神戸市	兵庫県公館 大会議室
第4回	2012年 8月26日（日）	「農・林・海」の場における生物多様性を維持・利活用し続けるためのしくみ	徳島県 徳島市	徳島県教育会館
第5回	2012年 11月11日（日）	グリーンビジネスでつなげる「都市生活」と「生物多様性」	大阪府 大阪市	大阪市立自然史博物館 講堂
第6回	2013年 1月12日（土）	共生のビジョンを広域的な視点から考える	滋賀県 大津市	ピアザ淡海 ピアザホール
第7回	2013年 12月21日（土）	いのちにぎやか、文化ゆたか。～いのちと文化の共鳴をよみがえらせる～	京都府 京都市	京都劇場
第8回	2014年 12月23日（祝）	ウナギの未来をつなげよう～うまいもんが結ぶ人の縁、水のつながり、生きもののくらし～	大阪府 大阪市	グランフロント大阪 北館4F ナレッジシアター
第9回	2015年 12月23日（祝）	テクノロジーが切り拓く生物多様性の未来	大阪府 大阪市	大阪科学技術センター 8F 大ホール
第10回	2016年 12月4日（日）	生物多様性のためのソーシャルデザイン『協働のしくみのつくり方』	大阪府 大阪市	グランキューブ大阪（大阪府立国際会議場）12F 特別会議場

出所：筆者作成

生物多様性地域戦略の策定について2012年に行い、企業セクターについては一般市民との接点の多い流通・小売業界に焦点をあて、生物多様性に配慮した商品の流通促進に関する研究を2015-2016年に実施した。

調査結果については紙面に限りがあり、その詳細にわたり紹介することはできないので、下記に概要についてまとめた。

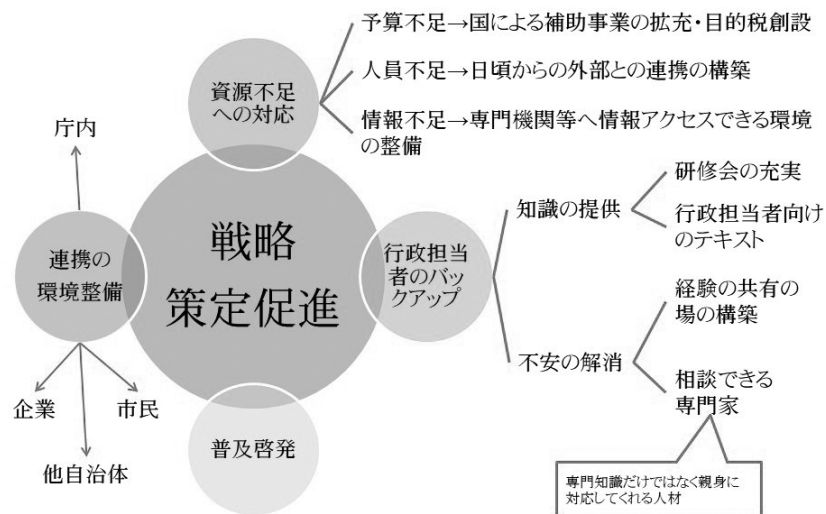
(1) 生物多様性地域戦略策定の促進に関する研究

生物多様性の取り組みの現場は市民団体や企業をはじめ多様な主体の参画により進められているが、取り組み同士の相乗効果を発揮させ、広域にわたる生物多様性の課題の解決を図るには、個別の取り組みを積み重ねるだけでなく関係者間で目標像を共有し連携するための社会的な仕組みを整えることが必要である。そのため2008年に成立した生物多様性基本法は、都道府県、市町村に対して生物多様性地域戦略（以下、地域戦略）を策定することを努力義務として課している。現在、多くの都道府県で地域戦略の策定が完了しているが、地域戦略を策定する市町村は少数にとどまっており、生物多様性の保全、生物資源の利活用の取り組みは基礎自治体の政策として十分に位置づけられていない。ところが、兵庫県では研究開始時点の2012年で4市（神戸市、明石市、宝塚市、西

宮市）が地域戦略を策定済みで、現在はこれらに8市（加西市、篠山市、川西市、豊岡市、伊丹市、加古川市、姫路市、養父市）を加えた12市が策定済みと、他の都道府県と比較して突出して基礎自治体での地域戦略策定が進んでいる。先進事例県における市町村での地域戦略策定の過程、または戦略推進の現状を把握し、地域戦略策定の促進要因や阻害要因を明らかに共有することは、国内のさまざまな基礎自治体の地域戦略策定を促すことにつながると考えられたことから、筆者らは研究開始当時に兵庫県において地域戦略の策定を完了していた神戸市、明石市、宝塚市、西宮市および兵庫県の戦略策定時の担当者へのヒアリング調査を実施し、戦略策定・戦略推進のノウハウと課題を抽出するとともに、これから戦略を策定しようとする近畿圏の地方自治体の担当者を対象としたワークショップを開催して、戦略策定・戦略推進のノウハウと課題を共有する取り組みを実施した。

ヒアリングおよびワークショップのディスカッションで得られた行政担当者の意見から、中小自治体が戦略策定に取り組みにくい状況（人材・知識・予算の不足）に置かれていることが明らかとなり、法律や強い外圧では戦略策定が進まない実態が浮き彫りになった。このような状況を改善するためには、行政担当者が直面する困難を

図1 基礎自治体における戦略策定促進に必要な支援



出所：筆者作成

克服するための方策を用意する必要があり、ヒアリングの結果からさまざまな支援が求められていることが明らかとなった(図1)。

この研究の成果により、生物多様性協働フォーラムのシンポジウムは、図1に示される支援策のうち、連携の環境整備(行政担当者が連携相手となりうる研究者や市民団体、企業と接触する機会)、資源不足への対応(専門的な情報の提供の機会)、行政担当者の不安解消(同じ境遇を持つ他自治体の行政担当者との交流の機会)の役割を担っていることが再認識され、フォーラムの運営ノウハウにも活かされている。

(2) 生物多様性に配慮した製品の流通促進に関する研究

生物多様性の主流化における企業セクターの役割のひとつとして、専門知識を持たない一般市民が生物多様性の課題解決の取り組みに参加しやすい社会の仕組みをデザインし提案していくことが挙げられる。特に日常の消費行動が生物多様性に配慮した様式にシフトできれば社会における生物多様性の主流化が促進される可能性は高く、その意味で企業セクターの中でも流通・小売業の果たす役割は大きい。具体的には認証製品をはじめとする生物多様性に配慮した製品を一般市民が身近な小売店において選択できるような社会環境が整えられることが望まれる。しかし、現在、これらの取扱量はインターネットや小売店の一部でわずかにある程度で、一般市民が実店舗で日常的に選択できるような状況にない、もしくはあっても少数の品目に限られている。

そこで、筆者らは関西広域圏に主な商圏を持つ地場の小売業者本社の商品仕入れ担当者・売り場形成担当者に対して生物多様性配慮製品の取り扱いに関する意識や現状についての対面ヒアリングを行うとともに、国内の小売業者を対象とした記述式アンケートを実施し、生物多様性配慮製品の取り扱いについての企業の意識について調査した。

その結果、地場の小売業者が生物多様性配慮製品を取り扱ううえでの主に3つの課題について明らかとなった。

<課題1> 流通の現場へのプロフェッショナル情報の提供不足

現状では流通現場での生物多様性に配慮した商品に対する認知度は低く、多くの小売業者は生物多様性配慮製品を取り扱うために必要な専門的な知識や情報を持ち合わせていないことが明らかとなった。このことから実店舗における配慮製品の流通量を増やすためには、小売業者が配慮製品の価値を見極め、販売に適したものかどうかを判断するための専門的な知識を得る機会や製品体験の機会を社会として積極的に増やしていくことが有効と考えられた。

アンケートの結果によれば、販売するかどうかの検討の俎上に登れば、高い確率で販売機会が得られ、継続的な販売にもつながることが示唆された。小売業者が販売の是非を判断するにあたっては、「顧客に提供できる情報」「品質保証の信頼性」「一定量の安定的供給が可能かどうか」等の項目を検討していることを考慮すると、生物多様性配慮製品の販売機会を増やすためには、供給者がこれらに関する情報やシステムを小売業者に十分に提示することが鍵となると考えられた。

<課題2> 社会全体での認知度の低さ

調査では「お客や取引先からの要望」や「行政からの働きかけ」は小売業にとって商品選択を行ううえで強力な判断材料となることが明らかとなった。顧客からの要望や行政からの働きかけが発生するかどうかは、世論が形成されているかどうか強く影響するため、配慮商品の流通を促進するには社会全体における生物多様性認証制度や配慮製品の認知度の向上をはかり、それらを求める消費者が積極的に小売業店舗に働きかけるような社会潮流を形成することが必要である。短期的には、消費者が生物多様性配慮製品を情報として知るだけでなく、小売業者とともに実際の商品を体感したり、生産現場を見聞したりする機会を創出して行くことが有効であることも調査から浮き彫りになった。

＜課題3＞プライベートブランド（PB）とナショナルブランド（NB）の役割分担

小売業は他社との個性化をはかる商品としてPB商品を重視しており、安心・安全や環境配慮に関してもPB商品で展開することを望む傾向にあることが調査により明らかとなった。そのため、生物多様性配慮商品の流通促進にPBを活用する手法は検討に値すると考えられる。その場合、第三者機関が各社の展開しているPB商品の信頼性を評価し品質を担保することや、配慮商品PBを社会に広く情報発信することが必要となるが、認証（国際・国内）取得のためのコスト（費用・手続き）がかかることが障壁となり得ると考えられた。

NB商品の生物多様性配慮についての信頼性は第三者が運営する認証を獲得することで確保することが妥当であり、比較的既往慣行に則している。NBを活用した生物多様性配慮商品の流通促進では、特にPB商品開発力や自主的な品質確認能力が乏しい小規模な小売での取り扱いの拡大を図ることが有意義であると考えられる。また自社での品質管理体制を整えにくい輸入産品・海外生産品（コーヒー、紅茶、バナナ、チョコレート等）は、国際認証によって信頼性が担保されたNBを取り扱う方が効率的との意見も多くみられた。

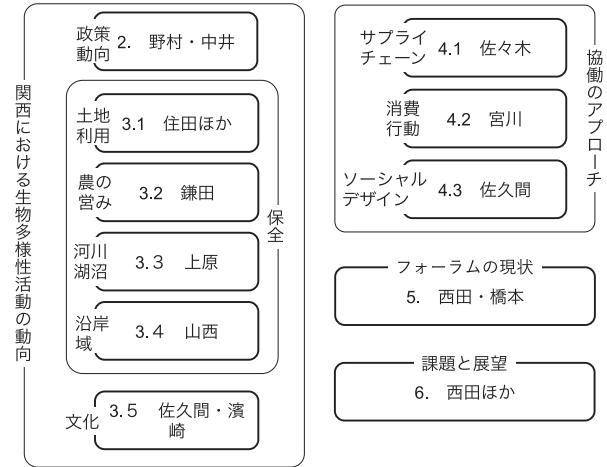
このようにNBとPBの役割分担を図ることで、効果的に生物多様性配慮製品の流通促進が図れる可能性がある。

5 | 本特集の目的

このように第1回から第10回の協働フォーラムの沿革および共同研究の概要について簡単に紹介してきたが、本特集はこれまでの10回のフォーラムでの議論を総括し、愛知目標2020年の計画年最終年度に向けて、またその先のSDGs（2030年）を見据えて、どのような新しいムーブメントが必要なのか、同時に関西から何を発信・実践していくべきなのかを検討することを目的としている。

次の章より、全10回のフォーラムで扱ったものから

図2 構成図



出所：筆者作成

厳選した9つのテーマについてさらに詳しく振り返るとともに、アンケート調査等の結果も踏まえて生物多様性協働フォーラムの到達点を確認し、現状の課題と今後の展望についてまとめた。具体的には図2に示すような4つ構成とした。ひとつめは関西における生物多様性活動の動向に着目したパートで、政策動向として関西広域連合の近年の取り組みのレビュー（野村・中井 2018）のほか、生物多様性保全の観点からさまざまな環境で展開される4つの事例（土地利用における生物多様性への配慮事業（住田ほか 2018）、農の営みに生物多様性の保全の新しい仕組みを実装する試み（鎌田 2018）、琵琶湖・淀川水系における生物多様性保全の取り組み（上原 2018）、沿岸域における市民参画による保全の取り組み（山西 2018））および、生物多様性と文化との関わり（佐久間・濱崎 2018）について報告する。2つめは生物多様性の課題を解決するための協働を効果的にすすめるアプローチ方法に着目したパートで、サプライチェーンでの取り組み（佐々木 2018）、生物多様性に配慮した消費行動を一般消費者に促すアプローチ（宮川 2018）、多様な主体による協働を実現するための連携・ガバナンス・ソーシャルデザインの在り方（佐久間 2018）を紹介する。3つめでは協働フォーラム会場でのアンケート等を踏まえた本フォーラムの現状について振り返り（西田・橋本 2018）、最後に上記の議論を踏まえて生物多様性

の保全と持続可能な利用の実現に関する現在の課題と、課題克服につなげる今後の展望について考察する章を設けた(西田ら 2018)。今後、関西において生物多様性の主流化を促進するためにどのような事業を展開することが望まれるかを検討する際の参考としていただきたい。

本特集が組まれたことによって、これまでの成果と課題が読者の皆さまと共有され、地方から生物多様性の保全と持続可能な利用の実現にむけた新しい行動が生まれるきっかけとなれば望外の喜びである。

【引用文献】

- ・ 経済広報センター (2010) 「生物多様性に関する意識調査報告書」 <https://www.kkc.or.jp/data/question/00000071.pdf>
- ・ 内閣府 (2012) 「環境問題に関する世論調査」 <https://survey.gov-online.go.jp/h24/h24-kankyou/index.html>
- ・ 内閣府 (2014) 「環境問題に関する世論調査」 <https://survey.gov-online.go.jp/h26/h26-kankyou/index.html>
- ・ 環境省 生物多様性総合評価検討委員会 (2010) 「生物多様性総合評価報告書」 環境省。東京
- ・ 環境省 生物多様性及び生態系サービスの総合評価に関する検討会 (2016) 「生物多様性及び生態系サービスの総合評価報告書」 環境省。東京
- ・ TEEB (2008) The Economics of Ecosystems and Biodiversity, Interim Report.
- ・ TEEB (2010), The Economics of Ecosystems and Biodiversity Ecological and Economic Foundations. Edited by Pushpam Kumar. Earthscan, London and Washington
- ・ 企業と生物多様性イニシアティブ <http://jbib.org/>
- ・ 生物多様性民間参画パートナーシップ <http://www.bd-partner.org/>